

令和7年度さいたま市食肉中央卸売市場及び  
と畜場事業特別会計予算

令和7年度さいたま市食肉中央卸売市場及びと畜場事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ619,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和7年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		156,801
	1 使用料	156,798
	2 手数料	3
2 繰入金		419,991
	1 一般会計繰入金	419,991
3 諸収入		8
	1 預金利子	1
	2 雑入	7
4 市債		42,200
	1 市債	42,200
歳 入 合 計		619,000



第2表

地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市場管理事業	42,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。